

厚生常任委員会

平成17年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司
里川宜志子

○三木 誓士
中西 和夫

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、木田委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、三木委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。
議案第49号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
課長 についてであります。まず、議案書の朗読をいたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進 まず5ページをご覧ください。
課長 歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,250万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億549万8,000円とするものでございます。
歳入予算では第2款国庫支出金につきまして、歳出の老人保健拠出

金介護納付金の補正に伴うもの、また、平成16年度交付金の精算に伴う追加交付によります補正といたしまして、472万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。3款の療養給付費交付金につきましては16年度交付金の精算に伴う追加交付によりまして136万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。4款の県支出金につきましては福祉医療制度の改正に伴う補助金の改正内容が当初予算時点で把握できなかったことによるもの、また、歳出の老人保健拠出金介護納付金の補正に伴い456万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。7款の繰入金につきましては歳出の人件費の補正に伴うもの、また、県国補助金と同額を繰入れるという制度上、県費国庫補助金の補正に伴い376万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。9款の諸収入につきましては歳出の前年度繰上充用金の補正に伴い同額の81万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。歳出におきましては第1款の総務費におきまして、人件費につきまして徴収嘱託員の通勤手当といたしまして7万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。3款の老人保健拠出金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴いまして760万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。4款の介護納付金につきましては、本年度の納付額の決定に伴いまして2,797万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。10款の前年度繰上充用金につきましては執行額の確定に伴いまして、81万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。9款の予備費につきまして、これらの歳入歳出予算補正額の差額、861万5,000円の増額をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進

これら、今年度の介護納付金及び老人保健拠出金が確定した事によ

課長 もので、歳入歳出それぞれ1, 250万2, 000円の減額補正をお願いするものでございます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これを見て、よく分からなかったんで確認させていただきたいんですが、現物給付をして、ペナルティになってた負の部分ですね、それが自動償還払いを採用することによって、その負の部分が無くなったことについての影響というのは、今回の補正予算の中では出てるんですか。その辺、ちょっと教えておいてください。

健康推進課長 言われておるように、確かに出ております。県の支出金といたしまして、国庫補助金、財政調整交付金といたしまして、383万5, 000円、この分と、繰入金の一般会計繰入金、事務費の繰入金で383万5, 000円の減額が主なものです。

里川委員 その辺の見込みの違いであったという風に思いますが、それで、制度移行に伴う事務の関係ですが、担当課大変だったと思うんですが、それについてはどのような状況でしたですか。

健康推進課長 現実的には約2, 000名ほどの動きはあったものの、先に資料等送付して、後で持って来てもらうとかというようなことを、時間差攻撃的に処理いたしました関係上、案外とスムーズに、あまりという事はないですが、苦情はなかったというようなことでございます。

里川委員 分かりました。制度周知、改正の周知、さらに徹底をしていただきたいと思います。国保会計、ついでですので、ちょっとお尋ねしたいんですが、不納欠損の件について、実は決算委員会ではお聞きしたんですが、その時、法的処理のことを課長答弁してくれはったん

で、また委員会で聞かせてもらったらいいと、昨日聞かなかったんですが、そういう状態に陥っている方、国保会計の中で、そういう風に処理せんとあかんということは、どうしてそういうことになっているのかということ、もうちょっと私聞きたかったんで、どういふご家庭でそういう状況、不納欠損せんあかんような状況が起こってんのかということ、主な状況ですね、そういうのをちょっとお尋ねしたかったんです。

健康推進課長 一般的な話になる訳でございますけれども、委員も委員会でおっしゃっていたように、要は、国保加入者というのは会社等をお辞めになられて、所得がなくなってしまうというような方のみがお入りになってくるというのが現状でございます。現実的には、そういった方たちの税を特定するには前年度の所得でいくというような形になる訳でございますが、現状としては本人さん自身、これから先、食べていかなければならないというようなことから、税額自身は前年所得ですので、かなり高いものがございます。ですから、その辺が主な要因になってきておるのが現状と思いますし、それが年々積重なってきている方もいらっしゃるの確かで、それを出来るだけ無くすために、取崩していくように、我々も努力しているというところでございます。

里川委員 国保会計にとっては非常に難しい問題ですが、今後、やっぱり考えていかなければならない問題だなと、今、お聞きして思いました。私たちが含めて、対策について考えていかにとあかんということを、町の方へもお願いをしておきたいと思えます。

委員長 よろしいですか。他に。

木田委員 国民健康保険税の特別徴収員として2人雇ってはるんですが、特別徴収員になられた方の権限というか、無理やり取ってくるというようなこと、恐らく出来ないと思えますねん。だから、そうした場合に、

やはり、払っていただけませんか、そうしたら、余裕がないから、ちょっとこれだけで辛抱していただけますかとか、というような、そういう形になってくると思いますが、それから、この徴収員の人件費とか、あるいは色んな費用を引いた場合に、それも元々納めていただいていたら、それらも必要ないし、残ってくるような形になると思いますが、実際に特別徴収員、それ以上に徴収はしていただいておりますが、やっぱり徴収員として、国税局というのか、そこらの権限は恐らくないと思いますねん。そういうやり取りの中で、これからも色んな、経済状況を見たら、滞納していかれる。そしてまた、不納欠損処分もせんならんと言うような状況なってきたら、徴収員の権限というのは、あくまでも今の現状のままやったら、恐らく不納欠損処分というんですか、不納処分が増えてくるように思いますが、それらを考えた場合ですね、町はどのように、これから行財政改革をしていこうという中で、考えておられるのか、まず、みんな平等という立場から考えた場合ですね、払っていただいた人も、今ちょっと不可能やから待ってくれということで、ある程度おなじやけど、全然それから以後も払われない、そして町としても不能処理せんないかんというようなことになったら、不平等ではないかなと私はそういう風に思うねけど、それらについて、今後、今以上に、滞納とかも増えてくるように思いますねけど、それらについて、どう分析しているのか、教えていただきたいと思えます。

健康推進
課長

現実的に、2名の徴収員がおりますが、その者につきましては、職員がまず滞納者のご家庭へ伺いまして、折衝させていただいておりますが現状でございます。そういった中で、分納誓約等、出させていただいて、それが現在では滞納者約600世帯ほどございますが、そういった方全て職員が、現時点ではうちの課だけでは回ることができないというような中で、助役以下、特別対策班等のお力もお借りする中でございますが、そうした嘱託員が我々の手の回らないところについて徴収に歩いて行っていただいておりますというのが現状でございます。

木田委員　　そういう事は、先ほど申し上げたように、払っていただけますかと、向こうから色んな事情言われますわね、そうした場合に、はいそうですかというような形で帰って来ざるを得ないというか、そういう風な何になるんですかな。

健康推進
課長　　現実的には、中にはそういった方がいらっしゃいますが、往々にして、やはり自分の1ヶ月の給料というものが分かりますので、その中で分納整理するに当たりましては、どれぐらいまでだったら余裕があって、支払能力があるのかというような事も調査しておりますので、出来る限り5千円なり、1万円、また2万、3万というような話を詰めていっております。しかし、その方も現実的には、正規の職といったらなんですけど、厚生年金等、毎月同じ金が入ってくるというような経済情勢ではございません。確かに、お辞めになられて、色んな職を捜していただいている中で、そういったお金を徴収するという事の中でですけれども、今月だけちょっと辛抱してほしいねんと、というような言葉もございます。ですから、そういった事につきましては、対住民、出来るだけ納めていただけますように、うちの方も努力しておりますので、次週に回していただいて、その分幾らかでも上乘せして回収するというような手だてを、現実的には採っておるところでございます。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって質疑を終結いたします。
お諮り致します。議案第49号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第49号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

それでは議案第51号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

それでは補正予算の内容につきまして説明させていただきます。10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算の補正から説明させていただきます。まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では既定予算額に167万5,000円を増額し、計3,495万7,000円とするもので、平成17年10月からの制度改正に伴いますシステム改修や施設サービスの見直しによる認定書交付の費用が必要になりますことから、増額補正をお願いするものであります。

次に、第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第3目施設介護サービス給付費では既定予算額から4,001万4,000円を減額し、計5億7,709万1,000円とするもので、今回の10月からの制度改正に伴い施設利用者の居住費と食費が保険給付の対象外となることから利用者負担となります。このことから、施設介護サービス給付費の減額補正をお願いするものであります。

次に、11ページをお願いいたします。同じく第2款介護給付費で、第4項高額サービス等費、第1目高額介護サービス給付費で既定予算

額に489万6,000円を増額し、計1,160万4,000円とするもので、今回の10月からの制度改正によりまして、高額介護サービス費の上限額が見直しされますことから、高額居宅介護サービス給付費の増額補正をお願いするものであります。

次に同じく第2款介護給付費で、第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費では、今回の10月からの制度改正により低所得者対策として、居住費と食費にも付則に応じた負担の上限額が設定され、利用者の負担額とその上限額との差額を介護保険から給付する事になりますことから、新しい科目、特定入所者介護サービス費を新設いたしまして、1,819万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、同じく第2目特例特定入所者介護サービス費、次の12ページでございますが、第3目の特定入所者支援サービス費及び、第4目特例特定入所者支援サービス費を新設いたしまして、保険給付に備えるものであります。

次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金では既定予算額に1,548万9,000円を増額し、計1,549万4,000円とするもので、平成16年度決算の確定に伴いまして介護保険給付費準備基金積立金に積みたてるため、増額補正をお願いするものであります。

次に13ページをお願いいたします。第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金では既定予算額に65万7,000円を増額し、計65万9,000円とするもので、平成16年度におきまして保険料還付未済金が生じたため第1号被保険者保険料還付金の増額補正をお願いするものであります。

次に同じく第2目の償還金では規定予算額に1,031万3,000円を増額し、計1,031万5,000円とするもので、平成16年度において給付実績に対する法令で定める割合以上の介護保険給付負担金等を国、県、支払基金から受け入れておりますことから、その精算として超過受入分を返還するため、償還金の増額補正をお願いす

るものであります。

次に、歳入予算の補正につきましてご説明させていただきます。7ページにお戻り願いたいと思います。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金では規定予算額から388万4,000円を減額し、計2億3,071万4,000円とするもので、今回の10月からの制度改正に伴い、施設利用者の居住費と食費が保険給付の対象外となり、施設介護サービス給付費等が減少しますことから、介護給付費に対する法令で定められる割合の介護給付費負担金の減額をするものであります。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金におきましても既定予算額から541万4,000円を減額し、計3億6,914万6,000円とするもので、先の国庫負担金と同じ理由によりまして、減額補正とするものであります。

次に、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護保険給付費負担金におきましても既定予算額から211万5,000円を減額し、計1億4,419万8,000円とするものでございます。

次に8ページでございますが、繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金におきましても、既定予算額から211万5,000円を減額し、計計1億4,419万8,000円とするもので、先の国庫負担金、支払基金交付金、県負担金と同じような理由によりまして、減額補正とするものであります。

次に同じく第2目その他一般会計繰入金では規定予算額に167万5,000円を増額し、計5,318万4,000円とするもので、今回の制度改正に伴いますシステム改修等に掛かる経費167万5,000円を一般会計から事務費繰入金として増額補正をするものであります。

次に第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金では規定予算額から389万5,000円を減額しまして、計1,705万1,000円とするもので先の国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金と同じような理由によりまして、減

額補正とするものであります。

次に9ページをお願いいたします。第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では平成16年度決算の確定に伴いまして2,645万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、1ページにお戻りいただきたいと思えます。朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上簡単ではございますが、議案第51号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これにつきましては年度途中の制度改正、新たに制度が改正されて重要なものであると。来年度、介護保険は更に制度改正せんとあかんと、それは保険料にもリンクされてくる問題。そういった事を含めて考え合わせますと、この補正予算は凄く重い意味があると考えておりますので、これを積算された時の状況についてもう少し細かく聞いておきたいという風に思います。例えば、11ページの高額介護サービス給付費、これは上限の見直しで、サービスを受ける方が若干見直しされた事によって増えるという見込みで、こういう風になっていると思うんですが、ここで居宅サービスについての見込みをどう見られているのかと、それと、下にあります、今回は食事代も実費になって、ホテルコストが導入されたということでは、本来利用料が増えるんですが、利用者の、その分、国、県、町は減額されてきている訳ですが、ただし、低所得者についてはこの様にしますよという事で、補正出ているんですね。これに当たる方が、斑鳩町でどれぐらいいらっしゃるとい事になっているのか、そして、その上10ページにあります施

設介護サービス給付費ですね、ここではどの程度、増になる方がどの程度いらっしやって、その中でも特に最高額ですね、増額される額が大きい方というのは、最も大きい方でどれぐらいの増になると見込まれているのか、というところについて、補正予算を出してこられている段階ですので、その辺積算をされた経過があると思いますので、そういう辺りを聞いておきたいという風に思います。

福祉課長　　まず、高額介護サービス費の居宅サービス費の居宅利用者分の積算の根拠といいますか、現在まで在宅での高額請求者のうち、新しく設けられます第2段階に該当するものということで、今の実績分の中から入れさせていただきます。その人数につきましては20人ということになります。その20人の方の10月から2月までという形で、積算させていただいております。また、施設利用者分につきましても、今現在、施設に入所されております特養、老健施設、療養型病傷施設につきましても、実績等で積算させていただきます、計82名の方が高額介護サービスに該当するという形で積算させていただきました。

（「聞えない」との声。）

委員長　　もう一度お願いします。

福祉課長　　申し訳ございません。高額介護サービス費の積算につきましては、在宅利用者分につきまして、実績分、今現在、在宅での高額請求をされている方がございますので、その方を拾い出しまして、その方については20名という形で計算させていただいております。10月から2月分まで5ヶ月分という形で積算させていただきました。また、施設利用者分につきましても、今現在、入所されております方がおられますので、その実績をもとに、計82名の方という形で算出させていただきました。次に、特定施設入所者介護サービス費の算定でございます

が、これにつきましても、各施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病傷施設、または短期で入っておられます実績等を取り寄せ積算させていただきまして、計148名の方が該当されるという形で、この積算の算出をさせていただいております。

福祉課課長補佐 施設におきますホテルコスト並びに食費が個人負担になるというご質問ですが、基準額というのが示されております。基準額につきましては食費が1日1,380円、30日で計算しますと41,400円という形になります。それと、ユニット型居住費でございますが、4種類に分かれまして、1日当たりユニット型個室で1,970円、ユニット型準個室で1,640円、従来型個室で1,640円、多床室で320円ということになります。一番高いユニット型個室であれば1,970円で1ヶ月30日とした場合、59,100円ということになりまして、一番高い方につきましては100,500円が一月のお支払いという形になります。ただし、先ほど委員もおっしゃられました負担限度額というのが所得によって設けられております。その分につきましては、利用者負担段階が3段階に分かれております。まず、第1段階の型につきましては生保等ということで、食費が1日300円、ユニット型個室で820円、ユニット型準個室で490円、従来型個室で490円、多床室ではゼロ円という形になってきます。第2段階におきましては、利用者負担につきましては、年金の種類プラス合計所得の金額が年間80万円を超えない方につきましては、食費が1日当たり390円、ユニット型個室が820円、ユニット型準個室で490円、従来型個室で490円、多床室では320円という形になります。第3段階の方につきましては、第2段階以外の方で、世帯非課税の方という形で、食費が1日650円、ユニット型個室で1,640円、ユニット型準個室で1,310円、従来型個室で1,310円、多床室では320円、1名当たりの負担が示されているところがございます。これによりまして、入所される日数によりまして個人負担が生じてくるところでございます。先ほど、特定施設入所者介護サ

ービス費につきまして、ご説明させていただきましたけれども、基準額1, 380円との、いわゆる減額となった方との差額、例えば、第1段階でありましたら食費が1, 380円と300円、1, 080円が差額となりますが、この分と、居住費の差額、第1段階の方の多床室320円でしたら、第1段階の方はゼロ円という形になりますので、その分の差額につきまして、施設の方にその分をお支払いさせていただくということで、新たに今回、特定施設入所者介護サービス費というものを設けさせていただいております。人数は先ほど課長の方からご説明させていただきましたが、148名ということで試算しております。

続きまして、10ページの介護給付費の施設介護サービス費給付費が補正額の4, 001万4, 000円の減額という事でございますが、これの積算につきましては、居住費で10月から多床室の方が多いということで18単位、日額18単位安くなります。それで1ヶ月分を計算して、10月から来年の2月提供分までの5ヶ月を計算しまして、4月現在で171人の方が入所されておられましたので、その分で計算してもらいました。それと食費の減額につきましては、1, 380円がまるまる、この給付の分が減りますので、その5ヶ月分ということで試算させていただきまして、施設介護サービス費の減額の合計が4, 001万4, 000円の減額という形で試算させていただいております。

里川委員 それで、一番、利用負担が急激に大きくなった方、凄い高額な負担となった方というのは、どういう状況がありますかということも、多分、掴んでいただいていると思いますので、そこもお聞きしたいんですけど。

福祉課課長補佐 現在は、保険適用の1割を払っていただきまして、入所していただいています。その1割が高額療養費で、先ほど37, 200円、24, 600円は所得によりまして15, 000円という形で上限額が設け

られておりますが、超えた場合はその分をお返しさせていただいております。ただ、今回の改正におきまして食費と居住費が、その介護給付費から外れますことから、基準額で一番最高の、もしユニット型の個室に入っておられる方であれば、100,500円が新たに支払が生じるという形になります。

里川委員　あまりにも細かい事を聞くと担当の方でも掴み難いかも分かりませんが、どの程度その方々、増額になってか、非常に大きく増額になった方が本当にそれでやって行けるのかどうか、という私たちにしたらそういう心配がある訳なんです。ですから、保険料いただいて、この制度が始まって、介護保険制度の中で利用していただいていたものが保険から外されていっているということなんです。さらに、今後こういう保険制度としてスタートしているのに、保険から外されていく科目が増えてくるようなことになれば、本当にこの介護保険制度というものが私は維持できなくなるのではないかという心配もありますので、色んな急激に負担増になって大変な方も出てきた時には、色んな相談、多分出てくるかとは思いますが、国が決めてきたことやから仕方がないですが、丁寧に対応していただいて、お年寄りですので、まだ今払ってはらへんけど、10月から払わんなんと実感された時には、もの凄い大変やと思います。担当の方も対応の方、十分にやっていただきたいという事をお願いしておきます。

委員長　他にございますか。

(な し)

委員長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査案件について、(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。先ほどの、町長があいさつの中で(仮称)総合福祉会館に伴う用地取得につきましての経緯を述べられました。そのとおりでございまして、私たちといたしましても、地権者のよき返事を、今待っている状況でございます。引き続きまして、所有者の方とご連絡を取り、ご協力をお願いし、早急に用地取得ができるよう努力いたしております。今後、建設用地の取得が纏まりましたら、当常任委員会にご報告を申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 これにつきましては、今まで土地の取得がまず第一で、それが出来れば本当に半分以上、済んだようなもので、半分以上というのか、8割がた済んだような状況なんで、これをずっと待ち続けている段階で、私もあまりいろいろ会館についての事を言ってこなかったんですが、先日も一般質問をさせていただいて、その時にちょっと十分時間がなかったんで、この総合福祉会館の整備計画について、予算の中でもちょっと聞かせていただいたんですが、用地費と建設費の関係でお尋ねをさせていただきましたら、建設費としては15億3,100万と

ということでおっしゃってたんですね。先日、お示しさせていただきました下條村の件でいきますと、ここでは建設費が7億6,312万で、それでプールも持っていると、そしてそのプールのコスト、多分、そういうものを造ったときの後のランニングコストの件も、町はご心配なさってたんだろうと思うんですが、このランニングコストについても村の持ち出しが150万程度ということで、先日も言っているんですが。建設費が非常に高額だということで、私も驚いてるんです。プールも造らないとあって、そう言っている割には、えらい建設費が高いねんなと思って、ちょっとびっくりした状況なんです。そんな建設費を考えておられるのであれば、是非そういう風な強い要望のある施設について、ランニングコストも含めて努力しているところの事については、是非とも研究をしていただきたいなという風に思っておりますので、再度、下條村さんなんかの件については、自治体同士で連携なんていうのは取れるだろうし、インターネットの利用も出来るだろうと思いますので、さらに私たちも視察へ行ってきましたけれども、担当の方も是非とも、もう少し研究していただきたいという風に思っております。

住民生活
部長

以前にも、質問者も言われてますように、下條村の事もお聞きをさせていただいております。そういう事で、我々も、インターネットも普及してますんで、それらでその村の事情等も把握をさせていただき、今、質問者が言われているような状況であるということは把握させていただいております。確かに、言われてますように4,000人ほどの村の中で、いろいろな事をやられているという状況も把握させていただいておりますので、適切な話題としても、そういうところについても勉強させていただいたらということは考えております。

里川委員

部長前向きに言っていただきましたんで、是非とも積極的に、少ない職員数でよう頑張ってはりますし、非常に、財政力指数低いけど、もの凄く財政の状況というのは斑鳩町より凄くいいんですね。です

から、学ぶべき点が小さい村で工夫をかなりされているということ、学ぶべき点、財政についても言えますので、是非とも研究をしていただきたいということを、さらに強く要望をしておきます。

委員長 他にございますか。

三木委員 町長も、担当課からも用地取得について、ご説明いただきました。以前からも、この件について聞いておりますが、芳村助役も含めて地権者とお会いになって一生懸命交渉しているという風に聞いております。ただ、一人の地権者がお会いにならないというようなことで、なぜかなど、理由は分からないにしても、ちょっと首を傾げるところがあるんですが、町としてもやはりある程度期限等も切らないと、ということもお考えじゃないかと思うんですが、その辺のところ、今の状況分かります。その辺のところ、期限等なんか、ある程度考えていらっしゃいますか。

助 役 我々は、この（仮称）総合福祉会館建設につきましては、福祉全般の拠点のひとつの施設として、是非やらなければならない、大きな施策のひとつでございます。そういうことから、この場所において是非建築を実施したいということで、所有者とも話をしている訳です。所有者は会わないとは言ってなくて、今病気で入院されておりますから、そういう事も含めまして、息子さんにも連絡を取って、きちっとやっているという状態でございます。先ほど、町長がおっしゃいましたように、そういうような話をしながら、今、返事待ちということでございますので、できるだけ我々としても早く、よい返事をしていただくよう期待をしておるという事でございます。三木委員がおっしゃいますように、用地交渉というのは非常に難しい問題でございます、やはり町が事業を行うことについては、町が行うので、我々の言う事を聞けという方が非常に多い訳でございます。それを、全体的な面も考えて納得をしていただくような交渉をしていくという事が原則でござ

いますので、期限を切れば町はそこで、もう諦めると、そういう考えを持てば、期限を切れると思うんですが、そうではなしに、やはり早くよい答えをお願いしたいということの強い要望をしているという事で、ご理解願いたいと思います。

三木委員 大体、状況分かりました。今後、できるだけ速やかに交渉していただきまして、早く契約できるように、ご努力いただきますよう、お願いしておきます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、説明を受け一定の審査を行ったというところで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、議案第48号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 議案第48号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、住民生活部所管にかかります一般会計補正予算の内容につきましてご説明いたします。まず、福祉課所管にかかります補正予算の内容について、ご説明いたします。補正予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出からご説明させていただきます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第11目障害福祉費では、平成16年度に受入れいたしました身体障害者保護費、施設訓練等支援費など、国庫負担または補助金等の清算に伴いまして国庫支出金の返還が生じたことから、平成17年度におきまして、償還するた

め、1, 217万5, 000円の増額補正をお願いするものであります。また、13目の介護保険事業繰出費では、先に介護保険事業特別会計の補正におきましてご説明いたしました通り、この10月の制度改正によりまして、施設利用者の居住費及び食費が利用者負担となりますことから、一般会計からの介護給付費繰出金211万5, 000円の減額、それと、制度改正に伴いますシステム変更等の経費として、介護保険事務費繰出金167万5, 000円の増額がありますことから、差し引きまして44万円の減額補正をお願いするものであります。

次に補正予算書の7ページをお願いいたします。歳入についてのご説明をさせていただきます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金では、この10月からの介護保険制度改正に伴いまして、国の補助金として、介護システム改修補助金53万8, 000円の増額補正をお願いするものであります。以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

健康推進課長 健康推進課関係でございます。11ページでございます。社会福祉総務費で、国民健康保険事業への支援という事で、特別会計の方で説明させていただきましたが、主といたしまして県費補助金の減額に伴うもので、国保特別会計への繰出金376万3, 000円の減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

議案第48号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議がありませんので、本件について当委員会としてこれを了承する事にいたします。

他に理事者から報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項につきまして、説明、報告を受け、了承したという事で終わります。

続きまして、その他について各委員から質疑があればお受けします。

里川委員 学童保育室についてちょっとお尋ねしたいんですけども、休日の開室時間が早くなっているという事を、利用者の方からお聞きしたんですが、その辺の経緯とか、状況について、担当の常任委員会でもありますし、条例上、町長が必要と認めたときは、それはできる事ですので、それは結構なんですけれども、やっぱり状況を知っておきたいと思いますのでご説明お願いしたいと思います。

福祉課長 今ご質問いただきました学童保育室の開室時間等についてのご質問でございますが、学童保育室につきましては、平日は今までどおり放課後から6時30分まで、という形で開室させていただいております。

(「すみません、ちょっと聞こえなかったのもう一度」との声。)

福祉課長 平日につきましては、放課後から午後6時30分という形で開室させていただいております。また、休日、土曜日につきましては、朝8時30分から夕方6時30分まで、という形で開室しております。ただ、夏期休暇中の開室時間、学校が休みという事がありまして、平日の、今言っておりますように8時30分からという形でやっておるわけで

ございますが、保護者の方からの要望もございまして、少し早く開室できないか、という事もございまして、今現在、夏期休暇中の間だけです。朝、夏期期間中という事もありますので、学校等が休みという事も考えまして、集団登校がないという事もございまして、色々考えます中で、7時45分という形で少し早めさせて、開室させていただいているという状況でございます。

里川委員 利用者の要望に応じて、やっていただいているという事はいい事です。もっと大きい声で堂々と、胸張って言うてもうたらええと思えますね。ただ、それに伴いまして、指導員さんも限られた人数で、非常に学童保育室の指導員さんも熱心によく頑張っている事、私も状況見させていただいてるし、利用者からもいろんな事聞かせてもらってるんですよ。ですから、そういう対応につきましては、利用者の便宜も図りながら、指導員さんの体制についても十分とっていただくという事で、今後も、そういう住民の方、利用者の方の要望に応じてやる、という姿勢は非常に良い事だと思います。是非ともまたやっていただきたいと思えます。ただ、あくまでも条例に書かれている時間と違う時間でね、やっていただいている事について、担当常任委員会としては、やっぱり条例と違う事を、今、やっていただいている事、やっぱり把握しとかなあかんなど思ったんで、ちゃんと聞かせていただいたという事ですので、ありがとうございました。

それと、もう一点なんですけれども、アスベストの関係で、担当常任委員会としましても、これまで色々申し上げて来まして、担当の方も、環境対策課が窓口になってやっていただいているという事でね、よく頑張ってください、やってきていただいているんですけどね、先日、ブリジストン自転車の件も出ましたけれども、実は、124社、521製品ですか、この製造の実績報告というのが、経済産業省の方にされた中に、ブリジストンが入ってたんですけどね、これ、ちょっと見させてもらったんですけど、前にね、アスベスト使用状況一覧出し

ていただいていたんですが、ちょっとこれ見る中で気になったのが、調理室なんです、割とこの不燃性の吊戸棚であったりね、システムキッチンのいろんな製品に意外と使われてるんですよ。ここで報告していただいている中では、公民館、各小中学校、調理室持っているんですが、そのところについては、この前に資料でいただいた中には触れられておらなかったんで、それは本当に確認したうえで、間違いがなかったのかどうかというのが、ちょっとこの、今、使われてたよ、という報告を見た中で心配になったのが一点。それと、もう一点につきましては、これで見させていただくと、産業廃棄物として処理できる大きいものはいいんですよ。大きいものはもちろん産業廃棄物として処理されると思うんですが、私達が家庭で使ってる電化製品であったり、いろんな物というのは小さくて、不燃のごみ袋に入るものは入れていいという事になってますんで、入れて、私らも不燃物としてほかさせていただくわけですけど、そういう不燃物としてほかせる物の中に、こういう、含まれてますよ、という物が意外とあるんだなど、ドライヤーであったりアイロンであったり、見てたらいろんなものあります。これ、クッキングカッターとかね、何かこれ、不燃物でほかせる大きさのものが結構使われてるねんなどというのが、あります。非常に古い時代に使われてるものもあるんだけど、最近まで、使ってるという分についても、若干、これは今でもまだあるんじゃないかなという、心配される部分もあったりしますので、そこら辺について、ブリジストン自転車の件については、町内に自転車屋さんもありますし、そういった所について、町はどういう風に考えてはんのか、という事も含めてね。また、ちょっとその点についてお尋ねをしておきたいなと思います。

環境対策
課長

今、委員さんがおっしゃいましたように、家庭用品の中に521製品ですか、そういった過去、現在におけるまで、そういった製品があったという事につきまして、新聞報道は9月13日でございましたけれども、経済産業省の方でそうしたものを調査した結果という事で載

っていたという事でございます。ご心配いただいておりますように、廃棄物として、そうした商品が出てきた場合の処分についてのご心配をいただいているわけでございますけれども、町といたしましても、そうした商品が出てきた場合における、体制というのは今後考えていかなあかんという風には考えておるところでございますけれども、今現在のところ、具体的な事については今のところ、まとまりが、纏まっていないというのが現実でございます。ただ、この製品の公表について、今、委員さんもおっしゃいましたが、過去に製造しておいて、放出の可能性のある用品と申しますのは、製造していた年度が昭和40年でありますとか、41年でありますとか、古い時代のものでございまして、既にもう廃棄されているものも多いのかな、製品で言いますと電気火鉢用の灰、これが昭和40年まで。ガス、火鉢用の灰、これは大阪ガスでございますけれども、昭和41年までという形になっておりまして、この中で石綿がどんだけ含有されていた事については、この事について調査するという事も書いておりませんでしたので、分かりませんが、現在少なくとも、現在製造中で、放出が可能性のないものも多いものでございます。そこら辺も考えまして、これから、そういった具体的にどうした処分の仕方について、していくかという事については検討していきたいという風に考えております。あと、ブリジストンの自転車でございますけれども、確かに町内にも自転車を販売されておられる業者もでございます。そうした中で、当然、ブリジストンの自転車も取扱いはされておられるかも知れませんが、先般、報道されたもの、あるいはインターネットで確認した限りでおきましては、問題になっているのはブリジストンサイクルが平成16年10月から平成17年8月にかけて中国から完成車を購入して、販売した幼児用の自転車でございます。その一部について、バンドブレーキと申しますから、車輪後ろ側のブレーキ、しゃもじ型というんですか、おたまじゃくし型の金属が入った中へ、車輪を締める形のブレーキでございますけど、そのブレーキにアスベスト、これは白石綿でございますけれども、白石綿を含有したブレーキライニングが使用

されているという事でございます。含有量等につきましては、今、ブリジストンの方で調査しているという事でございますけれども、今、発表されているのは、この、ブレーキライニングにつきましては石綿の他のゴム製品、練って固められた製品であると。それともう一つ、先ほど言いました、しゃもじ型のケースに覆われてる部分、それと長期間使用した時においてもライニングの磨耗率が極めて少ないという事で、アスベスト自身の飛散の恐れや健康への影響は少ないものと考えているという事でございます。町といたしましても、こうした報道、あるいは新聞のお詫びの欄に載っておりましたので、関心は持っているところがございますけれども、問合せがあった場合、こういった部分について住民の方々に周知をして参りたいという事で考えているところでございます。以上です。

里川委員　ブリジストンは非常に丁寧に言っていたんですけども、調理実習室の件はどうでしょうか。さっきも言いました、各公民館、各小中学校などの調理実習室については、この一覧表でなし、という報告いただいているんですけども、かなりキッチン製品のところでは、出てきてますし、それと、産業廃棄物という扱いになってくるから、結局廃棄時における環境への影響ですね。こういったものも実際そういうキッチン商品では、システムキッチンとかそういう中では、それもあるという風に、この、明記されてますのでね、そこら辺についてもね、私ちょっと、調理室関係は出てなかったけれども、どうやったんだろうかなと。中央公民館には一個、調理実習室って出てますけど、調理実習室の何を指して言っているのか、たぶん、これ、ケイ酸カルシウム板だけ見てはんのかな、と思ったりしてたんですけどね。システムキッチンとか吊戸棚とか、そういったものに結構含まれているという風に報告が出てるわけなんでね、再度そのところについて、この使用状況の時にご認識いただいて、そこも見ていただけてたんかどうかという事を確認したいと思うんですが。

助 役

私、各公共施設、これに基づきまして現況を見てきました。中央公民館の調理室等につきましては、やはり、いわゆる石綿ケイ酸カルシウム板を使っているわけでございます。しかし、現在、中央公民館で使っているものについては、剥離してないという状態ですから、剥離しない状態では何ら問題ないという事で確認しております。今おっしゃるように、食器等入れる戸棚とかですね、そういうところには、私が見る限りにおいては木工でやっていたように思いますし、全てが石綿板を使っていなかったように把握しており、安心だという事で帰ったわけでございます。やはり、石綿ケイ酸カルシウム板とか、石綿セメント板とか使っているところにつきましては、やっぱりこれは、耐火性、断熱性とか音響性がより優れているという材料でございまして、こうした箇所に使っておられるのは事実でございます。しかし、剥離していない限りは、大丈夫だという事も聞いております。ただ、今度それを改修して潰すという場合にはやはり、法律上の安全衛生法に基づき、きちっとした対処を講じ、解体するというような形で取組まなければならないと言う事は当然の事実でございますけれども、斑鳩町にある公共施設につきましては、この中では衛生処理場の中の排水ポンプ室等、これはどうしようか、という事で早く決めていかんなどという事で検討しているところでございます。また、ロックウールについては、今、含有がなんぼあるか、という事を調査してはありますが、非常にこの調査も多いから、なかなかその含有量を報告してくれないという状態です、そういう事になってますのでね。しかし、これも早くしてもらって、やっぱりロックウールについては吹付けしてますからね。剥離があるわけですね、そういう事でやっぱり町が対応していかなければならない、こういう風に思ってます。今、ご心配していただいている中で、報告した以外に石綿製品を使っているという事、私何度も確認してはありますが、各担当がこれ以上ないと言ってますので、ここで報告してあるところ以外では石綿関係の材料を使用していないと認識しております。しかし、我々としての調査の不足もあるかも分かりませんが、今後そういうようなところを発見したなら

ば、適切な処置を講じて、住民の不安を解消するための努力をしてまいりたい、図ってまいりたいと、このように考えております。

里川委員 公共施設でやっぱり使用してるかしてないか、それは今、助役おっしゃられたように、それを今度、改造する、改築するときの問題もあると思います。実際使ってて、何も影響がない、実際そうだろうと思います。けれども、公共施設という事もあれば、他の住民の方たちの、率先して模範的な対応を、やっぱり町としてはしていかなあかんやろう、という事もありますので、是非ともまた、せつかくこういう風にメーカーが、色々発表、経済産業省の方でやってくれてますので、是非とも、また研究を進めていただきたいと思います。それと、先ほど、課長、説明していただいた時に、電気火鉢の灰とか、色々出てきてるんです。それは、実際古い問題なんですけれどね、でも、ここで言う、ジューサーミキサーとかね、さっきも言いましたけれども、クッキングカッター、このクッキングカッターなんかでも、1997年まで、製造されているのがね。販売の終了年が1997年位のやつが、しかももう、10万台から、この限られた会社だけですからね、これ出てるのが、12万台ほど出てるんですけどね、もっと本当はあるんだろうと思うんです。だから、それとか、ジューサーミキサーなんかも、1997年まで製造販売やってるとか、そういうのがあるんですよ。ですから、そういったところで、例えば、不燃物として、袋に入るものは不燃物としてほかしてええ、と言って住民の方に言ってるわけですから、そういうケースというのは出てくると思うので、もう少し、そうしたところで、古い製品だけではなくて、家庭用の製品の中にはそういうものもあるという、ご認識を是非とも持っていただきたい。特にこれらにつきましても、廃棄時における環境への流出の可能性というのは、全部有りになってますのでね、これ、全部有りが出てきてますので、是非ともそこら辺の研究はきちっとしていただきたい。何か手を打たなければならないのであれば、早く打っていただきたいという事をお願いをしておきたいと思います。

委員長 このアスベスト問題につきましては、8月19日に三木副委員長の方からもご心配がありまして、私と一緒に斑鳩小学校のボイラー室の壁をですね、いわゆるロックウールですけども、見させていただきました。三木委員の方、直接壁を触っていただいたんですけど、もうポロポロなんです。ポロポロポロポロ落ちる状態なんです。助役の方からもロックウールの使用量によって、人体への影響の事もちょっと触れられてましたですけども、そう大量でないと、あまり人体にも影響がないという事も聞いておるんですけども、あれほどポロポロの壁を見ますと、やはりボイラー室に入って作業をする人、また、児童が何かの機会に入った時に、ぱっとわき立つように床に落ちてる、わき立つようになっておりましたので、再度、公共施設につきまして点検していただいて、その、ポロポロしてるやつをまた吹き付けて、ポロポロ落ちないように処置ができるのかも聞いておりますので、こういう状況でございますので、厚生委員の皆さんもみんな心配されておりますので、理事者の方、対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にございせんか。

三木委員 委員長の方からアスベストの件、お話ございました。一般質問でも何人かの方が取り上げて、答弁をいただいております。委員会としてダブるかも知れせん。それと、報道によりますと従業員以外の方、2名においても会社側が金銭的に対応したという事も知りました。お聞きしたいのは、竜田工業の方で、新しい動きをされてる状況があるのか、また、特に心配、今後されてる、健康診断の件について、今後どういふ風に対処されていくのか、ちょっと、再度聞かせていただけますか。

環境対策課長 竜田工業の新しい動きという事でございますが、今、連絡取り合いながらやってる中で、先般新聞報道でもございましたが、ニチアスの王寺工場が、周辺の住民の方に弔慰金をお支払をするという形で決め

たという事と一緒に、竜田工業も周辺の住民の方に対して、そうした弔慰金を出すという方向で決めたという事は伺いをしたところでございますが、まだ支払ったという事ではないという事でございます。あと、健康診断の状況でございますが、先般も委員会で報告を差し上げましたが、8月31日現在、この数字につきましては一般質問の方で答弁させていただいておりますが、その後も、申込の人数が増えてきたという事で、今現在、9月13日現在でございますが、申込者が全て合わせまして、全てと言いますのは元従業員とか周辺住民の事なんですが、319名でございます。そのうち、319名のうち、受診が済んでおるのが、173名でございますが、残り146名につきましては、今のところまだ検診が出来ていない状況でございますが、このうち100人につきましては、集中的にこの前も、ニチアス王寺工場の方に検診の車を持ってきて、集中的にやったように、そういった方向も含めて、早急にこの残りの、今現在のところ残りの146名の方々についても、早急に対応してまいりたいというように言ってる事を聞いております。検診の状況については以上です。今現在についての状況は、竜田工業については以上です。

三木委員 今、146名の方がまだ未検診だという事ですが、火曜、木曜日は、竜田工業、ニチアスの方も、病院の方で受け付けるというような事をちょっと聞いておりますが、その辺のところですね、もう少し詳しく、この146名の方がいつ頃になるか、とかその辺のところは全然聞いてないんですか。

環境対策課長 説明がまずくて申し訳ございません。先ほど申しあげました残りの146名のうち、100名につきましては、近隣の方じゃなくて、以前、ここ、斑鳩にお住みの方で、地方、奈良県以外でお住みの方でございますが、その方々につきましては、個別に、その方々がお住みの近くの労災病院で検診を受けていただくという形にしているというところですので、残り146名のうち、46名が近隣の方で検診がお

済みでない方々という事でございます、そうした方々については、先ほど申しましたように、集中的な検診も含めまして考えて、9月中には全て解消してまいりたい。第1次検診については受けていただくようにしたいという事でございます。

三木委員 9月中に、という事なのでよろしく申し上げます。

それとですね、犬の糞害の件、前々回にですね、私、ここでも申し上げました。町長からも飼い主のモラルの問題ですという、お話をいただいておりますが、その担当課ともお話をさせていただいて、どこか市町村でこの糞害について、何かいい案もって実施しているところがあるかどうか調べてくださいという事をお願いしたと思うんですが、その件について、何か資料が出ましたか。

環境対策課長 犬の糞の事についての取組みの、他市町村の例についてでございますけれども、聞くところによりますと、生駒市の方で、散歩のコース上に糞の回収箱を置いて、それを行政の方で回収しているという事がございました。これは、平成9年からモデル的に市内の主要な公園、周辺約11ヶ所に回収箱を30箱設置されておりました。その回収箱に入れられた糞を週二回、委託業者において回収しているという事を取り組みを行ったという事でございますけれども、生駒市に聞いてみますと、この効果につきましては、回収の量がだいたい13キロあたり、1個あたり13キロ位入っているという事なんですけれども、相変わらず公園の周辺には糞が放置されている状況であって、撲滅には至っていないという事でございます。また、糞の回収ボックスに一般の生活ごみも毎回混入されているという事で、そういった課題も多いという事でございます。一定の効果はあるにしても、これが撲滅の決め手にはならないのではないかと、担当同士の話の中では、あまりお勧めできないような印象を持っておられるという形で聞かせていただいております。私どもが掴んでおります、最近の例で申しますと、この点でございます。

三木委員 お話ですと、生駒市でこういう取組みをして、週二回でしたね、確か取りに来るの。そう効果が上がってないという事ですが、要は、持って帰る人は持って帰ってるし、そこに捨てる人は捨てる人。やはりそのまま糞をさせてる人は今までどおりだというような現況であるという事だと思うんですが、私はちょっとこの委員会で、今回はこの件については、あまり効果がないという事でお聞きしまして、やはり、人間のモラルの問題だと思いますので、今後、やはり、犬の飼い主の方々にですね、モラルをしっかりと勉強してもらおうという意味で、講習会等を開いてと、いう事も考えつくんですが、それらの事について、一応、今後また次回か、その次かですね、具体的な事でまたご提案申し上げたいと思いますので、今回はそれで終わっておきます。

それと、いかるが荘の件ですが、あそこ閉館まで半年に迫りました。以前にも聞いておりますが、現況です、かなり少なくなってきておりますが、今まで施設に移られた方が何名とか、お家に帰られた方何名、その他の方がどういう状況だという事は、掴んでいらっしゃいますか、お聞かせいただけますか。

福祉課長 前日も三木委員の方からご質問いただきまして、前回は5月17日現在の入居者、あと7名残っておられるという事で答弁させていただいております。その後、8月17日、支配人の方に連絡しまして、状況を確認しましたところ、残っておられるのは、8月17日現在で4名という事でございます。施設に申込をされておまして、今、待機中という方が2名、それと、家に帰る予定という事で1名が残っておられます。あと1名は入院中という事で、今現在、いかるが荘におられるのは、8月17日現在でおられるのは4名という事で確認させていただいております。この確認につきましては、しょっちゅうという事ではなしに、定期的にまた時期をおきまして、確認はその都度させていただこうという事で考えております。

三木委員　この問題が起きてから、説明会も私、末席で聞かせていただきました。案外、平穏なうちに終わったんですが、その後、入ってらっしゃる方がどうなるかなと危惧してましたけど、半年で4名の方、かなりスムーズに移行してらっしゃるんだなという実感をしております。今後町としても連絡をとっていただいて、全ての方がスムーズに行くように、ご指導いただけるようお願いしておきます。

委員長　他にございませんか。

木田委員　2点お聞きしたいんですけども、今ですね、幸前2丁目にある光洋の配送センターがですね、解体されようとしておりますねけども、あの外壁を見たら、スレートの板みたいなのが全面的に張ってあって、だからあれ、建設された時期的にというんですか、昭和30年か40年くらいやったと思いますねけども、もうかなり、そんなんして、耐久年数もきたという事で解体されようとしておりますねけども、その解体方法として、一応今、防音シートでばあっと覆ってある。まだ今、潰してはらへんですねけども、一応そういう風な形で進めておられますねけども、今、問題なっておりますアスベストというんですかな、それが混入されておるかどうか、私らかって分からへんけども、当時に製造されておった、外壁に使うような、平たい板状の板ですので、やはりそういうところに強化するために使われておるのではないのかなと。そうした場合にはばあっと解体する時に、機械で解体されるような事になったら、周辺にもそういうような粉塵というのか、粉末が飛び散るのではないかなという事で、そら、一時的なもんと言えばそうなのか知らんけども、あの周辺にもかなりの企業がありますねけども、ほとんどやはり、うちらかてそうやけど、スレートを使っておるような会社がほとんどですので、やはりあの周辺はこれから解体、改築というような事になれば、そういう懸念もありますので、今現在、解体されようとしておるのが、アスベストを含んでおるのかどうか、やはりその辺の点も、確認をしてもらいたいなと、やはり出来るだけ周辺

に迷惑のかからないようにしていただきたいなという風に思います。

それとですね、先日行われました愛と輝き夢フェスタ、そしてまたその後行われました敬老会ですね、例年に比べて参加者というんですかな、それがちょっと少ないように感じたんですけれども、これというのも、バスと入浴券の交付いうんですかな、これがもう、4月から始まったから、それをいただいた方はもう来られておらないのかなという風に感じ、そして、運行されてたA、B、C、Dのバスコースですか、それが割かし誰も乗っておられへん、あれは10時まわってたんかな、そういうような状況でね、いつもに比べたらどのように、観客というのか、お客さんがおられたのか、その分析というのか、それはどういう風に感じておられるのかについて、ちょっとお聞かせ願いたい。

町 長

敬老会そのものが、やっぱり国民の休日関係から9月15日という事がございました。そういう事から3連休という事で、敬老の日は毎年変わってくるという傾向と、やっぱり敬老会は敬老会として催しをしていく事がいいのか、あるいは愛と輝き夢フェスタの中に入れるのがいいのか、考えますと、やっぱり愛と輝き夢フェスタの中に敬老会を入れるという事は、なかなかやっぱりそういう点では、催しとしてはあれですけれども、やっぱり敬老会の方々の関係を捉えますと、従来から考えたらああいう漫才がいいのかどうか、という事がございませぬけれども、やっぱりそこらを統計的に考えていかなかったら、やっぱりなかなかお年寄りというのは、今やっぱり家族ともなかなか、老夫婦がおられたり、という事で送っていったり色々なことで、家族的にお年寄りを敬老という事で、お祝いをしたり、という事がございましたけれども、最近ちょっとそういう点がだんだんと薄れてきてるんじゃないかな。それとやっぱり日程的に敬老という日が9月15日という事が、なかなかその事が形骸化してきたという事もございますから、これもやっぱり来年くらいはやっぱり考えていかなければならない、人数が3,900人、4,000人近くの70歳以上の方がおら

れるのに、現状を考えたら、一時、当初は、中央公民館でやった時には場所が狭かったらどうすんの、という事もありましたけれども、いかるがホールに来て、いかるがホールそのものも最初か2回位はある程度来ておられた、愛と輝き夢フェスタの関係等についてから、ちょっとやっぱり減ってきたというのか、かなりそういう点で難しくなってきました。そういう事もいっぺん、ちょうど、再来年が町政60周年ですから、そこらを踏まえた中で、やっぱり検討をして参りたいと考えております。

委員長

もう一点、幸前の。

(「あれは、現状見てはらへんだら、ちょっと分からへんと思うけど」
との声。)

助 役

大気汚染防止法に基づく申請、県に届出をしなければならない、いわゆる500平方メートル以上解体する場合はしなければならないという決まりがございます。それがやっているかどうか、またこれは調査しないといけないと思いますし、もしも500平方メートル以下である場合についても、今の状況を考えれば、やはり専門家による調査も行いながらやって対応してほしいという申入れもして参りたいと、このように考えております。

木田委員

今の助役さんの件について、やはりもう、こないして足場も組んで、防音シートもどんと敷いていってるような状況ですので、やはり早急に、何ともなければそれで結構ですね、せやけど、業者はそら、ある程度解体専門業者が来てますから、その辺の事情もよう知ってると思いますけれども、その点ちょっと早急にお願いしたいなと思います。そして、敬老会については、今、町長も言われたように、誰しもが少ないなと、やはりあれだけの施設で、やはりいっぱい来てもらえるようになったらなと思って、おったんですねけれども、意外と少な

かったんで、今後考えていくという事ですので、その点についてはよろしく願い申し上げたいと思います。それをお願いしておきます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続をとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

次に閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、実施する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書のとおりお手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

(午前10時37分 閉会)